

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

令和5年11月1日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和5年度町道横断1号線道路改良工事
- (2) 工事場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字秋目川地内外
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
- (4) 工事概要 町道横断1号線 施工延長L=240.0m
 - 掘削工 V=14,700m³
 - 植生工 A=560 m²
 - 張りコンクリート工 A=741 m²
 - 排水構造物工 L=43m
 - 防護柵工 L=44m
- (5) 支払条件 前金払及び完成払とする。

2 入札参加資格

- (1) 南三陸町内に南三陸町入札参加者として登録のある事業所（当該事業所が支店、営業所等である場合は、本社から委任を受けていること。）を有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における土木工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が850点以上で、かつ、一級技術者が11人以上であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) この工事の業種に対応する国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事の現場に専任で配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条に規定する者に該当しないものであること。
- (8) 特定建設工事共同企業体で参加するときは、次に掲げる条件を満たすこと。
 - ア 特定建設工事共同企業体の構成員は2者であること。
 - イ 第1号及び第3号から第7号までの要件を満たし、全ての構成員が経営事項

審査における土木一式工事の直近の総合評点値が700点以上、かつ、1級技術者が4名以上であること。

ウ 南三陸町特定建設工事共同企業体運用基準を満たしていること。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和5年11月1日（水）から同月13日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町建設課（土木係）

(2) 設計図書の閲覧

ア 期間

令和5年11月1日（水）から同月17日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課前閲覧所

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和5年11月13日（月）までに南三陸町建設課（土木係）へ提出すること。

エ 回答

令和5年11月17日（金）午後1時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和5年11月20日（月）午後2時

イ 場所

南三陸町役場3階会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（キについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

ウ 類似工事の施工実績調書

エ 配置予定の技術者に関する調書

オ 最新の総合評定通知書の写し

カ 共同企業体で入札に参加しようとする場合には、特定建設工事共同企業体協定書の写し

キ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

令和5年11月6日（月）から同月13日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課（土木係）

(3) 入札参加有資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

(4) 入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。ただし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札においては、工事費内訳書の提出を要しない。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

南三陸町競争入札参加心得（令和4年南三陸町告示第96号）に定めるところによる。

8 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。

(3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することが

ある。

9 契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南三陸町条例第52号）の規定により、予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負となる契約については、南三陸町議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

10 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町建設課土木係 担当者 佐藤
電 話 0226-46-1377（建設課直通）
FAX 0226-46-5348